

令和7年度やまなし縁結び応援ネットワーク運営業務委託仕様書

1 業務の目的

県では、結婚を希望する若者が安心して希望通り結婚できる社会を実現するため、令和5年度に、民間結婚相談所や市町村、結婚支援ボランティア等が一体となった「やまなし縁結び応援ネットワーク」を構築し、「やまなし縁結び応援センター」が中心となって、出会いイベントやスキルアップセミナーの開催、「やまなし結婚支援コーディネーター」（国の「結婚支援コンシェルジュ」に相当）の配置による市町村等の支援を行ってきた。

今回、「やまなし縁結び応援ネットワーク」の運営をより効果的に行うため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定し、若者のニーズに応じた多様な出会いの機会に関する情報提供や相談支援、市町村等と連携した出会いの機会の創出、また、「やまなし縁結びサポーター」などのボランティアの養成を行うことで、相談支援体制の強化を図るほか、企業・団体間での出会いの機会の創出等に取り組むなどを行うことにより、本県の結婚支援事業の推進を図る。

2 業務の概要

（1）契約期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

（2）委託業務の概要

① 「やまなし縁結び応援センター」の設置・運営

県が実施する本事業の拠点となる「やまなし縁結び応援センター」（以下「センター」という。）を設置・運営し、結婚を希望する方等に対して、相談支援や出会いに関するイベントの情報提供等のサポートを実施する。センターは、県内に1カ所設置し、相談員を配置するほか、県や市町村、企業等との出会い支援に関する連携をコーディネートする「やまなし結婚支援コーディネーター」（以下「コーディネーター」という。）を配置することとする。

なお、相談は、オンラインコミュニケーションツールを活用した双方向の相談支援を行うとともに、必要に応じて対面での相談にも対応できる体制とすること。

② 「県・市町村結婚支援連携強化会議」の開催・運営

県と市町村が連携して、県内全体で広域的な出会いの機会を創出する「県・市町村結婚支援連携強化会議」において、情報共有のための会議のほか、県と市町村が連携した出会いイベント等の企画・運営を行う。

③ 企業・団体を対象とした結婚支援

県内企業・団体における結婚支援を促進するため、従業員の結婚を応援するためのセミナーを開催するとともに、従業員の出会いをサポートする企業・団体を「婚活応援企業」として募集・登録促進する。

また、婚活応援企業において窓口となる「職場サポーター」を養成・認定し、センターと連携して、企業・団体間での出会いの機会を創出する。

④ 結婚支援者同士の情報交換、連携促進、スキルアップ等の実施

県と市町村、民間結婚相談所、「職場サポーター」、地域でボランティアとして結婚支援活動を行う「やまなし縁結びサポーター」や「婚活応援隊」など、結婚支援者の連携強化、若者のニーズに沿った支援を行えるようスキルアップを行い、体制強化を図る。

⑤ 「やまなし結婚支援コーディネーター」による伴走支援

「コーディネーター」は、「やまなし縁結びサポーター」など結婚支援ボランティアの活動支援を行うとともに、「婚活応援企業」と連携した出会いイベントの企画・運営を中心となって担うほか、県・市町村・企業等がより一層連携して出会い支援に取り組むため、市町村訪問等を通じて助言やイベントのコーディネート等を担う。

⑥ マッチングアプリセミナーに関する業務

結婚を希望する方が、安心・安全で効果的な婚活に取り組むことができるよう、民間事業者が運営するマッチングアプリをはじめとする多様な婚活サービスについて、トラブルに巻き込まれない利用方法や留意点、自身の希望にあったサービスの選択方法などに関する啓発セミナーを開催する。

⑦ やまなし結婚応援パスポート協賛店舗の開拓・登録

新婚夫婦や結婚予定カップルを経済的に支援するために行う「やまなし結婚応援パスポート」の協賛店舗を新規開拓し、登録増を目指す。

⑧ 結婚に関するポジティブな情報の発信

結婚について、ネガティブイメージを抱きやすい情報が発信されている一方で、結婚は本当は良いもの、楽しいものといった実際の声を集めて、若者に対してポジティブイメージを発信する。

⑨ 本業務周知のための広報

SNS等を活用した情報発信やターゲティング広告を実施し、本業務に関する情報提供を行うとともに、センター利用者及び本事業全体の利用者拡大に向けた周知を行う。

⑩ その他若者のニーズに応じた効果的な業務

上記①～⑨以外で、提案者が若者のニーズに応じた、本県の結婚支援事業の推進に資する効果的な業務として提案した業務

3 委託業務の内容

受託者は、下記（１）に定めるセンターを設置したうえで、下記（２）から（１１）に定める業務を行うこととする。

なお、各業務の実施にあたっては、実施内容を県と協議しながら進めることとする。

(1) 「やまなし縁結び応援センター」の設置・運営

下記①に示す要件により、県内に1か所設置し、②から⑦により運営すること。

① センターの設置要件

- ・センター職員による結婚を希望する方等への相談支援や、「コーディネーター」の活動拠点として、事務作業スペースを確保すること。
- ・結婚を希望する方等への相談支援について、対面での相談を希望された場合に対応できる体制とすること。なお対面での相談に応じる場合は、相談者のプライバシーに配慮すること。(センター内への相談スペース設置は必須ではない)
- ・センター専用の電話・FAX・メールアドレス、事務機器(パソコン、コピー機)等を用意し、利用者との連絡手段を確保すること。
- ・受託者の既存の事務所内での設置も可とするが、来訪者等に対してセンターであることがわかるよう、看板等を掲出すること。
- ・センターの設置場所は、県内利用者にとって利用しやすい場所に設置すること。
- ・センターの設置にかかる費用については、すべて委託料に含むこととする。

【設置期間・開所日】

(ア) 設置期間

令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)までとする。

(イ) 開所日

月18日以上、1日あたりの開所時間は8時間を目安とし、県と協議のうえ決定すること。

【人員体制】

下記のとおり3名以上のスタッフを配置することとし、スタッフの配置・活動にかかる経費はすべて委託料に含むこととする。

(ア) センター長(総括責任者) 1名

センター長は総括責任者として、本業務全体を総括すること。専任・常勤である必要はないが、月4日以上は勤務すること。

(イ) センター職員 1名以上

出会いの機会となるイベントや出会いに向けてのセミナー(以下「イベント等」という。)の情報提供、利用者からの相談対応業務等の担当者として、常勤の職員を置くものとし、センターの設置にあわせ、すみやかに従事できるようにすること。(専任である必要はない。)

(ウ) 「やまなし結婚支援コーディネーター」 1名以上

結婚支援に精通したスタッフを「コーディネーター」として配置し、市町村や企業・団体が行う結婚支援への伴走支援を行うこと。

② 運営規程の制定

受託者は、次の各項に掲げる事業の運営についての運営規程を定め、県に提出すること。

ア 事業の目的及び運営の方法

- イ センターの職員の職種、員数及び職務の内容
- ウ 開所日及び執務時間
- エ 事業に係る個人情報の取扱
- オ その他運営に関する重要事項

③ 身分を証する書類の発行

受託者は、センターの職員に対し、その身分を証する書類を発行するものとする。職員がその業務を行うときは、同身分証を携行させ、必要に応じて、関係機関の職員等に対して、これを提示させるものとする。

④ センターの職員に対する研修の実施

受託者は、センターの職員の資質の向上を図るため、職員に対する研修を年2回以上行うこととし、実施内容については県と協議すること。

⑤ 相談支援の体制の構築

受託者は、センターの開所日において、結婚を希望する県民やその家族からの相談を受け付けることとし、事前予約を可能にするなど効率的な相談支援体制となるよう工夫を行うこと。相談対応にあたっては、相談記録（相談の内容、相談方法（電話、来所など）、対応時間、相談者の属性（本人、家族、性別、年代など）等簡易なもので可とする。）を作成し、県が提出を求めた際にはすみやかに提出すること。

また、センターが情報発信したイベントにおいてカップルとなった方のうち希望者に対し、交際の状況やニーズに応じたアドバイスを行うなど、フォローを行うとともに、成婚時にはセンターに報告してもらえよう促すこと。

⑥ センター利用者へのニーズ調査の実施

センター業務に対する満足度や、センターに期待する取組などのニーズを把握するため、年2回程度アンケート調査を実施し、そのつど結果を分析して、県に報告すること。また、アンケート結果を運営に活かすとともに、県と協議のうえ、改善に取り組むこと。

⑦ 記録の保存

受託者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、本業務終了後5年間保存するものとする。

（２）「県・市町村結婚支援連携強化会議」の開催・運営

結婚を希望する方のニーズに応じた支援を行うため、県と県内全市町村で構成する「県・市町村結婚支援連携強化会議」を開催し、情報共有や連携方法の検討を行う。

① 「県・市町村結婚支援連携強化会議」の企画・運営

県と市町村と連携した取組の共有等を行うため、県及び全ての市町村で構成する「県・市町村結婚支援連携強化会議」の開催・運営を行うこと。また、会議の開催方法等は、県と協議のうえ決定することとし、会場等の確保、開催にあ

たつての事前打ち合わせ、当日の企画・運営、会議資料の準備などを行うこと。

【会議開催の目安】 5月、12月 計2回以上

② 県と市町村が連携して実施する出会いイベント等の開催支援

県と市町村が連携して実施する出会いイベント等の事業について、実施方法や講師などの相談があった場合は、助言や運営などの支援を行うこと。

(3) 企業・団体を対象とした結婚支援

県内の企業・団体を対象に、「婚活応援企業」に登録してもらうための働きかけを行い、従業員に対する結婚支援を行いやすい環境を整備する。

① 従業員の結婚応援の参考となるセミナーの企画・開催

県内の企業・団体を対象に、従業員の結婚支援の参考となるセミナーを下記の要件により実施し、「婚活応援企業」への登録を促す。併せて「婚活応援企業」の窓口として従業員の結婚応援のサポートを行う「職場サポーター」について周知する。

セミナーの実施内容は、県と受託者が協議のうえ企画することとする。

【実施内容】

少子化の現状や、企業・団体に求められる取り組み、他の企業の先進事例の紹介などを分かりやすく伝える。

【実施方法】

集合形式、オンライン、ハイブリッド開催のいずれでも可とし、参加しやすい方法を提案のうえ県と協議すること。

【実施時期】

年度上半期と下半期に分け、企業・団体が参加しやすい時期とし、県と協議のうえ決定すること。

【実施回数】

2回以上

【対象者】

県内企業、各種団体等の人事労務・福利厚生担当者等

【目標参加団体数】

各回50団体以上

② 「婚活応援企業」の募集・登録促進等

従業員の出会いをサポートする企業・団体を「婚活応援企業」として募集するため、募集チラシ等を作成し、「コーディネーター」が中心となり、市町村、経済団体、商工団体等と連携を図り募集を行うこと。

【目標登録数】

年間20団体以上

なお、募集チラシは、「婚活応援企業」の募集内容等を記載することとし、合計2,000枚程度を印刷のうえ、県内の企業・団体に送付するとともに、チラシのデジタルデータを県が指定する期日までに納品すること。

③「職場サポーター」の養成

「職場サポーター」を養成するため、下記のそれぞれの項目を踏まえ、講座の企画、研修資料の作成、講師の選定、開催方法、広報、申込方法等を提案することとし、詳細については、提案を踏まえ県と協議のうえ決定すること。

(ア)「職場サポーター」活動ガイドブックの制作

「職場サポーター」の活動に必要な情報・留意事項をまとめたガイドブックを制作・配付することとし、掲載内容等を提案すること。

内容は、国の「結婚支援ボランティア等育成モデルプログラム」をもとに、本県における少子化の現状や結婚支援の取組を含む研修コンテンツを作成すること。特に、人権の尊重、個人情報の保護、性の多様性への理解、ハラスメントの防止、コミュニケーション等について丁寧に取り扱うこととし、県と協議のうえ、研修コンテンツを作成することとする。

成果品はデジタルデータとし、県が指定する期日までに納品すること。

(イ)養成講座の企画・運営

活動ガイドブックをもとに、養成講座を企画・開催すること。

【実施方法】

集合形式、オンライン、ハイブリッド開催のいずれでも可とし、参加しやすい方法を提案のうえ県と協議すること。

【実施時期】

従業員の結婚支援の参考となるセミナー開催後の効果的な時期

【実施回数】

2回以上

④「職場サポーター」同士の交流促進

「職場サポーター」同士のネットワークづくりを進め、婚活応援企業間での出会いイベントの開催を促進するため、養成講座の開催に併せて、交流会を開催すること。

⑤「婚活応援企業」同士の出会いイベントのモデル開催

「職場サポーター」とセンターが連携し、複数の「婚活応援企業」の独身従業員を対象とした出会いイベントをモデル開催すること。なお、実施内容の企画から、参加者募集・取りまとめ、当日運営までの一切の業務を委託業務に含めることとし、参加者に事後アンケートを実施し、その結果を県に報告すること。

【開催内容】

単なる出会いの場としてだけでなく、ビジネスでも役立つコミュニケーションやビジネスマナーなどのスキルアップにつながるコンテンツや異業種交流の機会を含めるなど、婚活を全面に出し過ぎず、従業員が参加しやすい企画内容として提案することとし、県と協議のうえ決定する。

【開催回数】

2回以上

【開催時期】

年度上半期と下半期に分け、企業・団体が参加しやすい時期とし、県と協議のうえ決定すること。

【開催方法】

集合形式

【目標参加者数】

100名以上

(4) 結婚支援者同士の情報交換、スキルアップ等の実施

「やまなし縁結び応援ネットワーク」の構成員である民間結婚相談所、「婚活応援企業 職場サポーター」「やまなし縁結びサポーター」「縁結び応援隊」などの結婚支援者が、一体となって社会全体での効果的な婚活支援を行える体制とするため、支援者同士の交流の場を設けるとともに、スキルアップとなる取り組みを行う。

①やまなし縁結び応援ネットワーク全体会議の開催

年に2回、結婚支援者を一堂に集めた全体会議を開催する。開催に必要な日程調整、通知、会場準備、参加者向けアンケート実施・集計など、開催に必要な一連の業務を行うこととする。

なお、会議の内容は県と協議の上決定することとする。

【開催内容】

関係者間の情報共有、横のつながりの強化など、ネットワークの強化に資する内容とすること。なお、内容は県と協議の上決定することとする。

【開催回数】

2回以上

【開催時期】

令和7年5月、11月頃

【開催方法】

集合形式

②結婚支援者向けスキルアップセミナーの企画・募集・運営

結婚支援を取り巻く環境は、社会情勢と共に変化しており、結婚支援のあり方、結婚を希望する若者やその家族との関わり方について、最新の動向を踏まえた適切な知識や方法を学ぶためのスキルアップセミナーを開催する。

なお、セミナーの内容は県と協議の上決定することとする。

【開催内容】

結婚支援者が最新の知見を得ることができる内容とし、講義だけでなく、学んだ内容を深くできるよう、ワークショップを行うなど工夫すること。

【開催回数】

2回以上

【開催時期】

令和7年5月、11月頃

【開催方法】

集合形式

(5) 「やまなし結婚支援コーディネーター」による伴走支援

県と市町村、企業・団体等の連携を図るため、センターに配置する「コーディネーター」は下記の業務を行い、結婚を希望する方にさまざまな出会いの機会が提供されるよう、多様な主体による出会いの機会の創出に関するコーディネートを行うこと。

受託者は候補者の経歴を提出のうえ、県が経歴を確認後、「コーディネーター」として委嘱することとする。

【「コーディネーター」の要件】

出会い支援業務に造詣が深く、相談支援の実績やイベント企画運営の専門的なノウハウ、市町村や企業等との連携促進にかかる調整力を持つ者をコーディネーターとしてセンターに配置することで、県や市町村、企業・団体等との連携を図り、出会い支援の量の拡大と質の向上につなげることをする。

【「コーディネーター」の担当業務】

- ・市町村や企業・団体等の結婚支援の取組に係る現状・課題把握を行うこと。
- ・市町村や企業・団体等を訪問し、職員・従業員の出会いや結婚の応援につながる業務（イベントの開催支援、セミナー開催支援等）を行うこと。
- ・市町村や企業・団体等に対し、新たな出会い・結婚支援事業実施の働きかけを行うこと。特に、出会い・結婚支援事業を未実施の場合は、効果的な働きかけを行い、実施を促すこと。
- ・市町村や企業・団体等が実施する少子化・結婚支援イベント、セミナー等への助言等を行うこと。
- ・先進的な市町村や企業・団体等の事例を他の市町村等へ紹介し、結婚支援に取り組む団体を増やす取り組みを行うこと。
- ・こども家庭庁が主催する結婚支援コンシェルジュ会議への参加、県と市町村の協議会等での情報共有を行うほか、県・市町村の関係部門等の連携を図ること。
- ・その他、各市町村、企業・団体等の結婚支援を技術面・情報面から支援するために必要と認められる業務などを行うこと。

(6) マッチングアプリセミナーに関する業務

民間事業者が運営するマッチングアプリをはじめとする多様な婚活サービスについて、トラブルに巻き込まれないための留意点、自身の希望にあったサービス

選択方法などに関する啓発セミナーを、下記の要件により実施することとし、企画・運営に関する業務を行うこと。

セミナーの実施内容は、県と受託者、マッチングアプリの事業者が協議のうえ企画することとする。

【実施業務】

実施内容の企画・調整、会場確保、チラシ作成・配布など参加者募集に係る広報、当日運営（会場設営・撤収、オンライン配信、受付、資料印刷、参加者アンケートなど）に関すること。※すべて委託料に含む。

【実施方法】

集合形式、オンライン、ハイブリッド開催のいずれでも可とし、参加しやすい方法を提案のうえ県と協議すること。

【実施時期】

年度上半期と下半期に分け、対象者が参加しやすい時期とし、県と協議のうえ決定すること。

【実施回数】

2回以上

【対象者】

結婚を希望する方、結婚支援者など

【目標参加者数】

各回200名程度

（７）やまなし結婚応援パスポート協賛店舗の開拓・登録

結婚前のカップルや新婚夫婦が、結婚を応援する協賛店から、料金の割引等の特典サービスを受けることができる「やまなし結婚応援パスポート事業」を効果的に行うため、県内関係機関に働きかけを行い、協賛店舗の開拓・登録促進を行うこと。

【目標登録数】 年間30団体以上

（８）結婚に関するポジティブな社会機運を醸成

結婚について、ネガティブイメージを抱きやすい情報が発信されている一方で、結婚は本当は良いもの、楽しいものといった県内の夫婦等の実際の声を集めて、ポジティブイメージを発信する。

【実施業務】

結婚に関するポジティブなエピソードの募集、一般県民に対する周知、エピソードの収集・発信などに関すること。※すべて委託料に含む。

【実施方法】

SNSでの広報、婚活やまなしでの広報

【実施回数】

1回以上

（９）本業務周知のための広報

SNS等を活用した情報発信やターゲティング広告を実施し、本業務に関する情報提供を行うとともに、センター利用者及び本事業全体の利用者拡大に向けた周知を行うこと。

なお、本業務に関する費用はすべて委託料に含むこととする。

① SNS等やターゲティング広告等による情報提供

若者が簡単に情報を受信することができる方法（SNS等）を使って本業務の内容を効果的に提供すること。

② センター等利用者拡大に向けた周知

結婚を希望する方等に対して、センターの利用および本事業全体の利用者拡大を促進するための周知を行うこととし、下記に記載の方法を用いて周知を図ること。

下記のとおりチラシ・カードのデザインを制作・印刷するとともに、広告掲出の目安を参考に、最も効果的と思われる手法等を提案することとし、県と協議のうえ決定することとする。

【チラシ・カード】

種類	内容	配布先
・センター周知用チラシ（A4） ・センター周知用カード（名刺サイズ）	センター案内を含め、利用者拡大に資する内容	県、市町村、その他関係機関

※印刷枚数は、配布先への周知が行きわたるよう、委託料の範囲において県と調整すること。

【広告掲出の目安】

種類	実施時期・期間	回数
インターネット広告、SNS広告、フリーペーパーでの広告など	本事業で実施するイベントや利用者募集期間等に 応じて各１週間以上	計２０回程度 ※各イベント・募集 ごとにいずれかの方 法で１回以上実施す ること

（１０）その他若者のニーズに応じた効果的な業務

上記（１）～（９）に挙げた業務以外で、提案者の得意分野を生かした、若者のニーズに応じた、本県の結婚支援事業の推進に資する業務を行うこと。

（１１）その他の業務

上記（１）～（１０）の業務を円滑かつ効果的に実施するために必要なその他の業務を行う場合には、予め県と協議するものとする。